

竹島ふ頭港湾情報拠点施設設計業務プロポーザル 質問回答 (R8.5.9 までに提出された質問)

【公募要領に関すること】

No.	区分	ページ等	質問カテゴリ	質問内容	質問回答	回答日
A-1	プロポーザル 公募要領	P2 5 (3)	参加資格要件	5 参加資格 (3)設計実績に関すること について、実績は配置する管理技術者および代表構成員が前職で行った実績も利用可能でしょうか？	配置予定の管理技術者が前職で行った実績は、前職の代表者が証明する実績証明書（「公募要領 10 (1) エ(イ)」に記載）があれば利用可能です。 なお、本公募要領では「代表構成員」とは、JV を構成した際の代表となる法人を指しますので、「前職」というのは該当しません。設計実績は、法人又は管理技術者のどちらかが有していればよいです。 本公募要領での言葉の定義は以下の通りです。 「代表構成員」：共同企業体（JV）の代表となる者（法人） 「管理技術者」：本設計業務の契約において、受託者側の技術的な統括を行う責任者（個人） 「前職」：管理技術者（個人）が、現在所属している会社（法人）の以前に所属していた会社（法人）	R8. 4. 28
A-2	プロポーザル 公募要領	P2 5 (3)	参加資格要件	5 参加資格、(3)設計実績について、法人として参加した設計 JV(代表構成員ではない)での設計実績は認められるのでしょうか。	JV の構成員であれば、代表構成員でなかった場合も設計実績として認めます。ただし、協力者として参加した場合は設計実績に認めることが出来ません。	R8. 4. 28
A-3	プロポーザル 公募要領	P2 5 (3)	参加資格要件	参加資格の設計実績に関して 「ア_公共建築物（国、地方自治体に限る）の新築、改築、増築」に2025年日本国際博覧会大阪・関西万博での実績は該当すると考えてよろしいでしょうか。	公共建築物（国、地方自治体に限る）の実績かどうかは、設計契約の発注者が国、地方自治体であるかで判断してください。国、地方自治体の直接発注で無い場合は実績として認めることが出来ません。 (補足) ア 公共建築物（国、地方自治体に限る）の設計実績は、面積の規定は設けておりません。 イ 延床面積 1,000 m ² 以上の設計実績は、民間建築物でも認めます。 ウ 公共建築物（国、地方自治体に限る）の設計実績は、日本国内で業務を完了したものであれば、発注者が海外の場合も認めます。	R8. 4. 28
A-4	プロポーザル 公募要領	P10 17 (2)	参加資格要件	「17優先交渉権者の・・・」(2) アの記載により、法人だけではなく、個人事業者も参加可能と考えて宜しいですか。	一級建築士事務所登録があれば、個人事業者も参加可能です。 個人事業者の場合は、他の回答で法人と回答している部分を個人事業者として読み替えてください。	R8. 5. 1

グレー色の網掛セル：過去に回答済みを示す。

白色セル：今回新たに回答する内容を示す。

A-5	プロポーザル 公募要領	P8 13 (5)	入札参加資格 者名簿への登 録	13 (5) 一次審査結果発表「ウ」「入札参加資格者名簿への登録が完了していない者は速やかに手続きを行うこと」とあり、行政と応募者双方の業務削減のため、一次審査の選定となった場合に、速やかに登録手続きへ進む、と考えて宜しいですか。(1次審査結果から契約締結まで1か月半程度あり、通常であれば登録可能であると考えます。)	本来、応募申込み時の登録が原則ですが、応募申込み時の条件としていないことは、新たに参加させる応募者に配慮した緩和措置としてとらえてください。 手続きをいつから開始するかは応募者に委ねますが、「公募要領 20 契約」に記載の通り、2次審査結果通知の日から 21 日以内に入札参加資格者名簿への登録が行わなければ、優先交渉権が次点交渉権者に移行してしまうのでご注意ください。	R8. 5. 1
A-6	プロポーザル 公募要領	P4-5 10 (1)	参加資格要件	「10応募申込書類の提出・・・」の (1) エ留意事項の (イ) で、前職での実績を用いる場合、「前職の法人代表者が証明する実績証明書の写し」は、状況により、建築専門誌や建築学会誌（作品選集）の、担当者としての記載によって代替可能ですか。	前職での実績を用いる場合、前職の法人代表者が証明する実績証明書の写しを提出してください。建築専門誌や建築学会誌（作品選集）の、担当者としての記載による代替は認められません。	R8. 5. 1
A-7	プロポーザル 公募要領	P2 5(3)	参加資格要件	個人事業主である一級建築士事務所は、本文中に記載の「応募者の法人」に該当すると考えてよろしいでしょうか。	回答 No A-4 の通りです。	R8. 5. 8
A-8	プロポーザル 公募要領	P2 5(3)	参加資格要件	ア及びイの2つの条件のうち、一方を「応募者の法人」が、もう一方を「管理技術者」がそれぞれ履行した実績がある場合は、参加資格を満たしていると考えてよろしいでしょうか。	見込みの通りで問題ありません。	R8. 5. 8
A-9	プロポーザル 公募要領	P2	参加資格要件	5 参加資格、(3)設計実績に関すること 管理技術者の設計実績は、主任技術者としてではなく担当技術者として履行したのも実績とみなして良いか。	管理技術者の設計実績として認められるのは、管理技術者として行った実績又は管理技術者の下で、建築（意匠）分野において、業務の執行にあたり主に技術上の管理を司る者（建築（意匠）設計者）として行った実績となります。建築（意匠）設計者の下で行った業務は実績として認めることが出来ません。	R8. 5. 8
A-10	プロポーザル 公募要項	P2	参加資格要件	(3) 設計実績に関することにおける、「建築物の基本設計、実施設計業務を応募者の法人又は～」という部分について、「基本設計または実施設計」と読み取れば良いのか、もしくは「基本設計及び実施設計」と読み取るべきなのかご教示ください。	「基本設計および実施設計」として捉えてください。 業務名だけで基本設計なのか実施設計なのか判断出来ない場合は、仕様書等で内容が含まれていることが確認出来れば認めます。	R8. 5. 8

グレー色の網掛セル：過去に回答済みを示す。

白色セル：今回新たに回答する内容を示す。

A-11	プロポーザル 公募要領	P4	参加資格要件	10 応募申込書類の提出と参加資格通知 (1) 応募申込書類の受付 ウ 応募申込に必要な書類 (イ) 建築士事務所登録証明書の写しについて、建築士事務所登録証明書の発行日時が 2026 年 2 月 16 日でもよいか?	建築士事務所登録証明書の発行時期に条件は設けておりません。 有効期限が切れていなければ、問題ありません。	R8. 5. 8
A-12	プロポーザル 公募要領	P2	参加資格要件	設計実績に関し、 ア. 公共建築物の設計 イ. 1,000m ² 以上の建築物 の、ア・イ両方ともの実績を有することが必要でしょうか。それとも、ア・イいずれかの実績を有すればよろしいでしょうか。	設計実績については、ア・イ両方共の実績を有することが必要です。	R8. 5. 8
A-13	プロポーザル 公募要領	P2	参加資格要件	設計実績 ア. 公共建築物の設計は、 国立大学法人の発注による建築の設計実績でもよろしいでしょうか。また、業務完了年の制限は無いという理解でよろしいでしょうか。	国立大学法人の発注によるものはア. 公共建築物の設計実績として認められません。 業務完了年の制限はありません。	R8. 5. 8
A-14	プロポーザル 公募要領	P2	参加資格要件	(3) 実施設計に関することに関しまして、ア・イの項目どちらも満たす必要があるのか、どちらか片方でよいのかご説明いただきたいです。	回答 No A-12 の通りです。	R8. 5. 12
A-15	プロポーザル 公募要領	P2	参加資格要件	共同企業体としての参加に関して、代表構成員を二名以上選定することは可能でしょうか。	共同企業体としての代表構成員（法人）は 1 者となります。	R8. 5. 12
A-16	プロポーザル 公募要領	P4	参加資格要件	ウ 応募申込に必要な書類に記載の「(イ) 建築士事務所登録証明書の写し」の提出について、「建築士事務所登録通知書の写し」の提出で代替することは可能でしょうか。	「建築士事務所登録通知書の写し」の提出で代替することは可能です。	R8. 5. 12
A-17	プロポーザル 公募要領	P5	一次審査提案書	プロポーザル 登録番号の記載は、1cm の余白をもうけた上で、さらに内側に記載する必要があるのでしょうか。	字切れ等、印刷上問題無ければ、プロポーザル 登録番号が 1cm の余白の中でも、余白の内側でもどちらでも可能です。	R8. 5. 12

グレー色の網掛セル：過去に回答済みを示す。

白色セル：今回新たに回答する内容を示す。

A-18	プロポーザル 公募要領	P2	参加資格要件	参加資格の設計実績に関して、監理技術者の前職の実績で、PFI事業にて地方自治体よりSPCが発注を受け、SPCから設計業務を受託した場合も、地方自治体の発注同等として実績に該当するものと考えてよろしいでしょうか。	国・地方自治体からの直接発注ではないため、実績として認められません。	R8.5.12
A-19	プロポーザル 公募要領	P2	配置技術者	配置技術者(電気設計者や設備設計者)の重複は可能と考えてよろしいでしょうか。また、構造設計者は、協力者と考えてよろしいでしょうか。この場合も重複は可能と考えてよろしいでしょうか。	電気設備設計者と機械設備設計者の兼任は認めます。構造設計者は、提案者の組織から選定、協力者から選定、どちらでも可能です。協力者としての参加であれば他の提案と重複可能です。	R8.5.12
A-20	プロポーザル 公募要領	P4	参加資格要件	応募申込に必要な書類に(イ)建築士事務所登録証明書の写し、とありますが、建築士事務所登録申請書(審査確認済)の写しとしても良いでしょうか。	回答 No A-16 の通りです。	R8.5.12
A-21	プロポーザル 公募要領	P4	参加資格要件	公共工事の実績は、法人成り前の一級建築士事務所での契約実績でも可能でしょうか。(該当業務期間中に法人成)	認めます。事務所の遍歴が分かるものを添付してください。	R8.5.12

【仕様書に関すること】

No.	区分	ページ等	質問カテゴリ	質問内容	質問回答	回答日
B-1	仕様書	P3 1(2)	配置技術者	管理技術者または建築設計者が、電気設備設計者や機械設備設計者の要件も満たしている場合、それらを兼任することは可能でしょうか。	管理技術者または建築設計者が、電気設備設計者や機械設備設計者の要件を満たしていても、兼任は出来ません。	R8.5.8
B-2	仕様書	P3 1(2)	配置技術者	電気設備設計者が機械設備設計者の要件も満たしている場合、兼任することは可能でしょうか。	電気設備設計者と機械設備設計者の兼任は認めます。	R8.5.8
B-3	仕様書	P2 7(2)	施設の規模	7 設計と条件、(2)施設の規模 旅客ターミナルの1日の平均利用者数と発着便数はどのくらいを想定しているか。	旅客船事業については事業者及び航路について決まっておきませんが、島民等の生活を支える海上交通の定期航路ではなく、不定期航路を想定して、旅客船事業者と連携して旅客事業の社会実験に取り組んでいる状況です。不定期便が運航されることとして、応募者が想定する路線や需要などを示した上でそれに対応して適切と考える設計案を示してください。	R8.5.8
B-4	仕様書	P3	選定委員との 関わり	審査員に構造家が含まれるが、業務契約後にその方へ構造設計を依頼することはプロポーザルの規定上できますか。	選定委員へ業務契約後に構造設計を依頼する点については、規定していませんが、以下の点に留意して判断してください。 公募要領 P11 「18 失格事項(3)」に記載の通り、プロポーザル参加者は、プロポーザルの期間中、選定委員に接触することが出来ませんので、プロポーザルが終わるまで業務の依頼を行う事が出来ません。 また、公募要領 P6「11 一次審査提案書の作成方法(3)」に構造設計等を再委託する場合はその予定者を執行体制に示す、とありますがここに選定委員を記載することは出来ません。	R8.5.8
B-5	仕様書	P3	配置技術者	電気設備設計および機械設備設計の提案者について、他の提案者との重複は可能でしょうか。	設備設計者が提案者（プロポーザルに参加する法人）に所属している場合、重複は出来ません。 公募要領 P2「5 参加資格(1)キ」に記載の通り、協力者としての重複は可能です。	R8.5.12

B-6	仕様書	P3	配置技術者	構造設計や積算など、必要と考えられる担当設計者については、適宜追加する形でよろしいでしょうか。	見込みの通りです。 適宜追加して提案書の執行体制に記載してください。	R8. 5. 12
B-7	仕様書	P3	配置技術者	配置技術者に関して、電気設備設計者、機械設備設計者を再委託予定の協力者から選定することは可能でしょうか。	管理技術者と建築設計者は受託者の組織に所属するものと記載がありますが、それ以外の電気設備設計者、機械設備設計者については、再委託予定の協力者から選定することが可能です。	R8. 5. 12
B-8	仕様書	P3	配置技術者	配置技術者に関して、電気設備設計者と機械設備設計者を兼任することは可能でしょうか。	回答 No B-2 の通りです。	R8. 5. 12
B-9	仕様書	P3	配置技術者	配置技術者に関して、共同企業体として参加する場合の建築設計者について、代表構成員の組織からだけでなく構成員の組織から選定することは可能でしょうか。	建築設計者は、代表構成員以外の構成員から選定することは出来ません。 関連記述は、仕様書 P3「1 配置技術者の要件 (2) ア 注 2」に記載されております。	R8. 5. 12
B-10	仕様書	P4	業務の完了	「2 設計業務の内容及び範囲」について、「(2) 追加業務」に「ウ 構造計算適合性判定に係る手続き業務」、「エ 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手続き業務」が含まれておりますが、これらの申請手続きの完了（適合通知書の発行）までを業務期間内に完了させる想定でしょうか。	仕様書 P5「3 業務の実施(1)カ」に※確認済証等は、監督員の承諾を受け受付受理証に替えることができる、と記載があり、その他申請も監督員と協議の上、同様の扱いを検討します。	R8. 5. 12
B-11	仕様書	P2	用途	設計と条件について、計画通知の用途をお教えいただけますでしょうか。	蒲郡市は特定行政庁ではないため、計画通知ではなく（民間指定確認検査機関による）確認申請となります。 用途については、契約後、関係機関と協議の上決定します。	R8. 5. 12
B-12	仕様書	P2 7 (1)カ	防火指定	「カ 防火指定 防火地域」とあるが、蒲郡市都市計画総括図を参照すると、本敷地は準防火地域と 2 2 条区域にまたがる場所と読み取れるがどちらが正でしょうか。	仕様書および整備概要に記載のある防火指定に誤記がありましたので訂正いたします。防火指定に関しては、蒲郡市都市計画総括図の通り、「準防火地域と 2 2 条区域にまたがる場所」が正です。区域の範囲については、インターネット上の「蒲郡市情報マップ→防火地域」からご確認ください。	R8. 5. 12

グレー色の網掛セル：過去に回答済みを示す。
白色セル：今回新たに回答する内容を示す。

B-13	仕様書	P3-4	配置技術者	電気設備設計者と機械設備設計者は、条件が満たせば同一の設計 者で兼任することは可能でしょうか。	回答 No B-2 の通りです。	R8. 5. 12
------	-----	------	-------	--	------------------	-----------

【整備概要等に関すること】

No.	区分	ページ等	質問カテゴリ	質問内容	質問回答	回答日
C-1	平面計画図 (参考計画高)	平面計画図	関連計画の詳細	本プロポーザルの下敷きとなっているランドスケープ(外構)の計画について詳細情報(コンセプト、考え方、進捗スケジュールなど)をいただけますでしょうか。 建築計画を提案するうえで、上述のベースとなっている計画を深く理解したうえで提案する必要があると考えるためです。	港湾情報拠点施設周辺のランドスケープ(関連業務)についてのコンセプト、考え方については、「計画検討状況の時点報告について(令和6年11月)」をご覧ください。以下リンクです。 https://www.city.gamagori.lg.jp/unit/minato/higashikouchiku-machikyou.html 特徴的なのは、広場内に島形状の緑地を点在させ、過ごす場としてのほか、イベント時の出店用のタープ設置、演奏などのステージとしての利用などを想定し、広場内通路にはキッチンカーなどの利用の想定、その他コンセントも設置をして、日常的なみなどの賑わいのある公共空間を意識したデザインとなっています。また、夜間景観の向上として間接照明の整備を計画しています。港湾情報拠点は、旅客ターミナル機能も確保しつつ、竹島ふ頭で整備する広場と調和したデザインや使い方ができる設計を求めています。 進捗スケジュールについては、設計の最終段階であり、デザインはほぼ確定(本プロポーザルホームページに記載のある図面データの通り)しているが、スロープの位置等は未確定であるため、整備概要の添付図「設計範囲・敷地計画図」を参考に計画してください。 また、仕上げについてもほぼ確定しております。 【広場等の仕上げ(予定)】 ・基壇(階段部分):コンクリート ・芝:天然芝 ・芝広場周り:コンクリート ・プロムナード:ブロック ・その他広場:透水性コンクリート	R8.5.8
C-2	整備概要 計画平面図	計画範囲・敷地範囲図、平面計画図	基壇・スロープ位置	基壇のスロープの位置は、設計範囲・敷地計画図のものと計画平面図やCADデータのものどちらの図を前提とするべきでしょうか。 また、スロープの用途を変更しなければ、その位置はある程度可変なものと考えてもよいでしょうか。	基壇のスロープ位置は、只今作成中であり、CADデータに反映させる事が出来ませんでした。プロポーザル提案時は、基壇・スロープ位置は、整備概要に添付された「設計範囲・敷地計画図」に記載している位置を前提としてください。 本業務の契約後に、広場等関連委託業者とスロープの位置、形状について調整する場を設けたいと考えておりますが、関連業務は令和8年8月が完了となりますので、大規模な変更は出来ません。	R8.5.8
C-3	整備概要	計画範囲・敷地範囲図	関連計画の変更	広場や基壇は、今後大幅に計画が変更されることはありますか。	ほぼ確定しておりますので、大規模な変更はありません。	R8.5.8

グレー色の網掛セル：過去に回答済みを示す。

白色セル：今回新たに回答する内容を示す。

C-4	平面計画図 (参考計画 高)	P1	フェリーの種 類・規模・乗 船方法	フェリーの種類・規模・乗船方法などの概要をご教示いただけますと幸いです。 また、車両を積載する場合、車両はどの位置から乗船する想定でしょうか。	旅客船はカーフェリーではなく、高速船を想定しています。旅客船事業は、民間の船社に参入いただくことを想定して、可能性調査をしているところですが、具体的な規模の想定までには至っていない状況です。乗船方法については、岸壁に浮棧橋を設置することを想定していますので、浮棧橋に係留して乗船することになります。なお、カーフェリーではないため車両の積載は想定していません。	R8.5.12
C-5	平面計画図 (参考計画 高)	P1	貯水槽	平面図内に記載されている貯水槽は、どのような用途を想定したものでしょうか。	噴水 A 貯水槽は、竹島ふ頭の南北方向に配置するプロムナードの南側に計画しているフラット噴水、噴水 B 貯水槽は、貯水槽東側に計画しているちゃぷちやぶ池の噴水、これらの貯水槽です。なお、広場設計で検討中であり現時点で整備する施設として確定していない状況です。	R8.5.12
C-6	整備概要	P2 3(4)イ	各所要室の営 業時間	各所要室の営業時間の想定をお教えいただけますでしょうか。	施設の運営に関しては、民間事業者で運営することを想定しています。本事業は、照明により夜間景観を演出し、合わせてナイトタイムエコノミーの視点を持っています。現時点で、具体的な営業時間の想定はありませんが、エリアとしては、夜間の営業も想定しています。	R8.5.12
C-7	整備概要	P2 3(4)イ	駐輪場	計画敷地内に駐輪場の計画は必要でしょうか。	駐輪場の計画は必要ありません。	R8.5.12
C-8	整備概要	P2 3(4)イ	倉庫	倉庫の利用目的や収納物の想定をお教えいただけますでしょうか。	まちづくり団体やイベント主催者が使用する大屋根下の多目的空間及び竹島ふ頭の広場で使用するファニチャー、イベントで使用するテントやタープ等、その他道具類を想定しています。	R8.5.12
C-9	整備概要	P2 3(4)イ	各所要室の利 用人数及び必 要座席数	各所要室の利用人数及び必要座席数の想定をお教えいただけますでしょうか。	各機能に示す想定人数・座席数はありません。各機能面積を参考に提案してください。	R8.5.12
C-10	整備概要	P2 3(4)イ	旅客ターミナ ルのチケット 売り場	旅客ターミナルに想定するチケット売り場等について、 ① 蒲郡観光汽船、名鉄海上観光船（休止中）に関するチケットの販売に利用されるという理解でよろしいでしょうか。 ② 船の発着場の位置の想定をお教えいただけますでしょうか。	旅客船事業を実施する事業者は未定の状況です。 東側岸壁に浮棧橋を設置する想定をしていますが、具体的な位置については未定です。	R8.5.12

グレー色の網掛セル：過去に回答済みを示す。

白色セル：今回新たに回答する内容を示す。

C-11	整備概要	P2 3(4)イ	飲食等テナントを利用する店舗数	飲食等テナントを利用する店舗数の想定があればお教えいただけますでしょうか。	設計範囲における飲食等テナントは1～2店舗を想定しております。	R8.5.12
C-12	整備概要	P2 3(4)イ	トイレの基数	トイレの基数の想定をお教えいただけますでしょうか。	竹島埠頭利用者も利用することを想定しています。 トイレの参考設置数は以下の通りです。あくまでも参考であり、必須条件ではありません。 手洗いをトイレの外に設け、男女兼用にする等も提案可能です。 (トイレの参考基数) 男子：小便器2, 洋式大便器2, 手洗い2 女子：洋式大便器3, 手洗い2 多機能トイレ：車椅子の回転スペースは直径1.8m以上、手洗い、オストメイト、ベビーベッド、ベビーキープ 各トイレは温水洗浄便座を標準とします。	R8.5.12
C-13	整備概要	P3	基壇・スロープ位置	3 所要条件、(5)設計範囲 基壇上部に接続する車椅子用、搬入車両用スロープの位置は変更可能か。	回答 No C-2 の通りです。	R8.5.12
C-14	整備概要	P3	敷地範囲内の植栽	5 設計と条件 敷地範囲内の基壇の植栽は、芝生であり樹木は配置しないという認識でよろしいでしょうか。	基壇は、設計範囲を囲む階段・スロープのことを言い、基壇（階段）はコンクリートであり芝や樹木は計画されておられません。 (補足) 広場は芝生（天然芝）であり、樹木は計画されておられません。	R8.5.12
C-15	整備概要	設計範囲・敷地範囲図	基壇・スロープ位置	整備概要資料内の図面2枚目の「整備後」における搬入車両用スロープ位置が、設計図面資料一式内の計画平面図に記載の位置と相違があるが、どちらが正でしょうか。	回答 No C-2 の通りです。	R8.5.12
C-16	整備概要	設計範囲・敷地範囲図	基壇・スロープ位置	当該の平面図と、別資料の計画平面図とスロープの位置や個数が異なりますが、どちらが正でしょうか。	回答 No C-2 の通りです。	R8.5.12
C-17	整備概要	P4	基壇上の活動	イ 大屋根 エ) 竹島ふ頭に計画されている基壇上における活動とは、具体的に何を指しますでしょうか。	市民等によるまちづくり団体や施設運営者による企画で実施される日常的なイベントなどの活動です、現時点で具体的に何をやるといったものは無く、多様な活動を許容する空間を求めています。	R8.5.12

C-18	整備概要	P3	日影	高さが10mを超える建築物には日影規制が生じ、中高層指導要綱の対象となると記載がありますが、逆日影の検討資料やデータ等はありませんでしょうか。	逆日影の検討資料等はありません。	R8.5.12
C-19	整備概要	P4	大屋根の性能	大屋根は、日除け、風除けの機能を発揮し、かつ自然光を活かすデザインと記載がありますが、具体的に求められる性能を教えてください(例えば、雨は全く入ってはいけないか(一部開口があってもいいのか)、可動式もありえるか等)。	具体的な条件はありませんが、機能性、耐久性、デザイン性、ランニングコスト等総合的に配慮された設計を求めます。 雨が全く入ってはいけないとは考えておりませので、一部開口があってもよいです。 可動式も提案可能です。	R8.5.12
C-20	整備概要	-	船の発着想定	将来的にどのような船の発着を想定しているか。	回答 No C-4 の通りです。	R8.5.12
C-21	整備概要	-	屋根上の提案	屋根の上にいる想定は可能か。	屋根の上にいる想定については、提案可能です。 ただし、安全(落下防止)対策、イニシャルコスト、ランニングコストを考慮した提案としてください。	R8.5.12
C-22	整備概要	-	基壇の構造	別途業務となる基壇部分の構造がわかる資料はございますか。新築建物の基礎や設備配管等を基壇部分に計画することは問題ないものと考えてよろしいでしょうか。	基壇部分の構造がわかる資料を本ホームページに添付します。 関連業務との干渉部については、実施設計において調整が必要となりますが、不可能ではないです。 (補足) 関連業務による、ランドスケープの構造が分かる図面資料も準備しております。確定したものでないため、参加申込みされた方へ個別提供いたします。	R8.5.12
C-23	整備概要	設計範囲・敷地範囲図	基壇・スロープ位置	基壇の形(階段位置やスロープ位置含)は広場の設計に影響のない範囲で変形可能でしょうか。	回答 No C-2 の通りです。	R8.5.12
C-24	整備概要	-	基壇上の活動	所用条件に、屋根下に多目的な活動を許容する空間と記載されておりますが、具体的な収容人数のイメージや使われ方(必要高さ等)の想定がございますか。	回答 No C-17 の通りです。 必要高さの想定はありません。	R8.5.12

グレー色の網掛セル：過去に回答済みを示す。

白色セル：今回新たに回答する内容を示す。

C-25	整備概要	設計範囲・敷地範囲図	設計（提案）範囲	本プロポーザルにおける提案範囲は、原則として図面の「斜線部」のみであり、敷地内に描かれている「広場デザイン」については提案対象外という認識で相違ないでしょうか。	見込みの通りです。	R8.5.12
C-26	整備概要	P4	基壇上の活動	現時点で、大屋根の下の広大な空間を活用したイベントとして、具体的にどのような種類が想定されていますでしょうか。また、それに伴い求められる設備や仕様など、機能の詳細についても併せてご教示いただけますと幸いです。	回答 No C-17 の通りです。	R8.5.12
C-27	マスタープラン	P8～13	事業主体	マスタープランに記載されている公園整備計画や商業施設計画は、蒲郡市が発注者（事業主体）となる認識でよろしいでしょうか。	緑地整備は蒲郡市が事業主体、商業施設計画は公募により選定される民間事業者が事業主体となります。	R8.5.12
C-28	整備概要	設計範囲・敷地範囲図	関連工事時期	今回の対象敷地は旗竿状のアクセスとなりますが、計画地北側のランドスケープ計画の工事時期・完成時期はいつ頃を予定されていますか。本計画との工程上の兼ね合いを確認したく存じます。	現時点の計画では、令和9年度及び令和10年度にランドスケープ、上下水道、建築を整備する考えです。ランドスケープ（土木）工事と本業務に係る建築工事については、同時期に工事を行うことを予定しており、各工程を調整しながら進めてまいります。	R8.5.12

【現場説明会（5/8）での質疑回答】

No.	質問カテゴリー	質問内容	質問回答	回答日
D-1	敷地の扱い	今回の建設予定地の敷地の扱いは、どのようになりますか。	広場整備の中で施設北側に市道を整備予定でその他の敷地は広場を整備するため、公園と同じ扱いになります。	R8. 5. 8
D-2	基壇・スロープ位置	提案場所の基壇に計画されているスロープの位置がプロポーザルの資料で食い違いがあるが、どれが正しいですか。	スロープの計画の数は、3箇所が正しいです。北側スロープは車両出入り用、東側と西側のスロープは車椅子対応用です。スロープの位置については、設計内容により調整可能です。	R8. 5. 8
D-3	ふ頭としての機能	この計画後、ふ頭としての機能は、どうなりますか。どのような船舶が着く予定ですか。	計画後は、市民の方のにぎわい広場という位置付けで考えています。船舶については、社会実験において三重県鳥羽市とカーフェリーを運航する等検証を進めてきた。現時点では、カーフェリーではなく高速船を考えている。物流としてのふ頭機能は、低いと考えている。なお、船舶をどうするかについては今後関係者と協議していく予定です。	R8. 5. 8
D-4	船舶が着く場所	船舶が着く想定場所は、どこか。栈橋はできますか。	愛知県の港湾部局との協議になります。東側の岸壁（3号岸壁）に、浮き栈橋の整備が必要と考えています。	R8. 5. 8
D-5	電柱	現在、電柱が立っているが、どこまで残りますか。	今回の計画地がある防潮堤の海側は、無電柱化していきます。	R8. 5. 8
D-6	大屋根の範囲	建物の3,000㎡のはみ出して良い範囲は、どこまでですか。	事業費内で計画できる施設規模、範囲において、考えていただいて良いです。	R8. 5. 8

グレー色の網掛セル：過去に回答済みを示す。

白色セル：今回新たに回答する内容を示す。

D-7	参加資格要件	参加条件の設計実績にア（公共建築物）、イ（床面積）があるが、両方必要か、どちらかで良いですか。	両方の条件を満たす必要があります。	R8. 5. 8
D-8	設計（提案） 範囲	広場の緑地に屋根を整備する提案をしてよいですか。	（現地での回答）建築敷地及び事業費の範囲内で提案可能です。 ↓ （回答の修正）関連業務の範囲内のため提案不可となります。	R8. 5. 8 修正回答 R8. 5. 12
D-9	広場の植栽	広場の緑地に樹木を植える計画はありますか。	天然芝で緑化する計画です。	R8. 5. 8
D-10	設計実績	設計実績の分かるものに建築確認済証は使用できますか。	当該業務の実績が確認できる書類の一部として使用いただけます。	R8. 5. 8
D-11	岸壁の利用	岸壁への人の出入りは自由ですか。	立ち入り禁止ということではないが、岸壁を利用する船舶の関係者が利用する港湾施設であるため、常時人が立ち入ることや、そこで過ごすといった前提条件ではありません。	R8. 5. 8
D-12	参加資格要件	公募要領 P2 「5 参加資格(3)設計実績に関すること ア」公共建築物の実績について、用途変更で行った実績も含まれますか。	公共の実績については、公募要領に記載のある、新築、改築、増築のみ認められますので、用途変更は認められません。	R8. 5. 8